

# 資料編



# 1. 藤沢市子ども・子育て会議、部会委員名簿

## (1) 藤沢市子ども・子育て会議委員

① 2019年（令和元年）7月31日現在

委員区分	選出団体・役職等	氏名
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	特定非営利活動法人はばたき 子育てアドバイザー（保育士）	あずま きよこ 東 喜代子
	子育て支援グループゆめこびと 事務局	ありた るみこ 有田 留美子
	公益財団法人藤沢市みらい創造財団 青少年事業部参事	かじがや みつとし 梶ヶ谷 充敏
	藤沢市民間保育園園長会 社会福祉法人高谷福祉会高谷保育園園長	ますい あらた 栲居 新
学校教育に従事する者	特定非営利活動法人藤沢市私立幼稚園協会 わかふじ幼稚園園長	はたの えつこ 秦野 悦子
	藤沢市立小学校長会 八松小学校校長	かみお やすこ 神尾 康子
主任児童委員	藤沢市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会委員長	こばやし みゆき 小林 美幸
事業主を代表する者	藤沢商工会議所専務理事	たけむら ひろゆき ○竹村 裕幸
労働者を代表する者	湘南地域連合副議長	さとう だいすけ 佐藤 大輔
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	日本体育大学 児童スポーツ教育学部准教授	さいとう たえこ 齊藤 多江子
	湘南ケア アンド エデュケーション研究所 所長	ますだ まゆみ ◎増田 まゆみ
その他市長が必要と認める者	神奈川県中央児童相談所 子ども支援課長	おおさわ ひろみ 大澤 弘美
	藤沢助産師会会長	なかた たみこ 中田 民子
市民公募委員	市民公募委員	いしかわ みほこ 石川 美保子
		こばやし のぶあき 小林 伸明
		とまる さとみ 都丸 里己
		はらた たける 原田 建
		わたなべ ともこ 渡辺 智子

委員区分	選出団体・役職等	氏名
市職員	子ども青少年部長	むらい 村井 みどり
	子育て企画課長	かわぐち こうへい 川口 浩平
	子ども家庭課長	たぶち ゆうこ 田渕 裕子
	保育課長	なかがわ あをい 中川
	子育て給付課長	いわた まもる 岩田 守
	青少年課長	かとう じゅんいち 加藤 淳一
	子ども健康課長	あ べ すすむ 阿部 進

※敬称略、「学校教育に従事する者」以外は委員区分による五十音順

※氏名に付されている◎は委員長、○は副委員長

② 2020年（令和2年）3月31日現在

委員区分	選出団体・役職等	氏名
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	藤沢市青少年指導員協議会副会長	いの 猪野 ぎょうこ 恭子
	公益財団法人藤沢市みらい創造財団 青少年事業部参事	かじがや 梶ヶ谷 みつとし 充敏
	株式会社ストーブカンパニー代表取締役 よつば保育園代表	さいとう 齋藤 つとむ 勤
	藤沢市民間保育園園長会 社会福祉法人高谷福祉会理事長・高谷保育園園長	ますい 栴居 あらた 新
学校教育に従事する者	特定非営利活動法人藤沢市私立幼稚園協会 学校法人和敬学苑理事長・むらおか幼稚園園長	やました 山下 たかし 隆
	藤沢市立小学校長会 八松小学校校長	かみお 神尾 やすこ 康子
	藤沢市立中学校長会 大清水中学校校長	うちだ 内田 せいいち 誠一
	神奈川県立学校長会議鎌倉・湘南地区会議 湘南高等学校校長	いながき 稲垣 いちろう 一郎
主任児童委員	藤沢市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会副委員長	まつお 松尾 よしこ 良子
事業主を代表する者	藤沢商工会議所専務理事	たけむら 〇竹村 ひろゆき 裕幸
労働者を代表する者	湘南地域連合議長代行	さとう 佐藤 だいすけ 大輔
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	日本体育大学 児童スポーツ教育学部准教授	さいとう 齋藤 たえこ 多江子
	関東学院大学 社会学部教授	しぶや 澁谷 まさし 昌史
	湘南ケア アンド エデュケーション研究所 所長	ますだ 〇増田 まゆみ
その他市長が必要と認める者	神奈川県中央児童相談所 子ども支援課長	おおさわ 大澤 ひろみ 弘美
	社会福祉法人みその 聖園子供の家	みむろ 御室 みさこ 美佐子
市民公募委員	市民公募委員	くんじ 郡司 ひさこ 壽子
		はやた 早田 みえこ 美枝子
市職員	子ども青少年部長	むらい 村井 みどり

※敬称略、「学校教育に従事する者」以外は委員区分による五十音順  
 ※氏名に付されている◎は委員長、〇は副委員長



## (2) 子どもと子育て家庭の生活実態調査等検討部会委員

① 2019年（令和元年）7月31日現在

委員区分	選出団体・役職等	氏名
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	藤沢市民間保育園園長会 社会福祉法人高谷福祉会高谷保育園園長	ますい あらた 柵居 新
学校教育に従事する者	藤沢市立小学校長会 八松小学校校長	かみお やすこ 神尾 康子
	藤沢市立中学校長会 大清水中学校校長	うちだ せいいち 内田 誠一
主任児童委員	藤沢市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会委員長	こばやし みゆき 小林 美幸
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	湘南ケア アンド エデュケーション 研究所所長	ますだ まゆみ ○増田 まゆみ
その他市長が必要と認める者	神奈川県中央児童相談所 子ども支援課長	おおさわ ひろみ 大澤 弘美
市民公募委員	市民公募委員	はらだ たける 原田 建

※敬称略、「学校教育に従事する者」以外は委員区分による五十音順

※氏名に付されている○は部会長

② 2020年（令和2年）3月31日現在

委員区分	選出団体・役職等	氏名
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	藤沢市青少年指導員協議会副会長	いの 猪野 ぎょうこ 恭子
	藤沢市民間保育園園長会 社会福祉法人高谷福祉会理事長・高谷保育園園長	ますい 榊居 あらた 新
学校教育に従事する者	藤沢市立小学校長会 八松小学校校長	かみお 神尾 やすこ 康子
	藤沢市立中学校長会 大清水中学校校長	うちだ 内田 せいいち 誠一
	神奈川県立学校長会議鎌倉・湘南地区会議 湘南高等学校校長	いながき 稲垣 いちろう 一郎
主任児童委員	藤沢市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会副委員長	まつお 松尾 よしこ 良子
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	関東学院大学 社会学部教授	しづや ○澁谷 まさし 昌史
	湘南ケア アンド エデュケーション研究所 所長	ますだ 増田 まゆみ
その他市長が必要と認める者	神奈川県中央児童相談所 子ども支援課長	おおさわ 大澤 ひろみ 弘美
	社会福祉法人みその 聖園子供の家	みむろ 御室 みさこ 美佐子
市民公募委員	市民公募委員	ぐんじ 郡司 ひさこ 壽子

※敬称略、「学校教育に従事する者」以外は委員区分による五十音順  
※氏名に付されている○は部会長



## 2. 計画策定の経過

### (1) 平成30年度・令和元年度藤沢市子ども・子育て会議、部会の開催経過

開催年月	開催経過等
2018年（平成30年） 7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度第1回藤沢市子ども・子育て会議開催</li> <li>● 平成30年度第1回 子どもと子育て家庭の生活実態調査等検討部会開催</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度第2回藤沢市子ども・子育て会議開催</li> <li>● 平成30年度第2回 子どもと子育て家庭の生活実態調査等検討部会開催</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査を実施</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度第3回藤沢市子ども・子育て会議開催</li> </ul>
2019年（平成31年） 2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度第4回藤沢市子ども・子育て会議開催</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度第5回藤沢市子ども・子育て会議開催</li> </ul>
2019年（令和元年） 7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和元年度第1回藤沢市子ども・子育て会議開催</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 藤沢市子ども・子育て会議委員改選</li> <li>● 令和元年度第2回藤沢市子ども・子育て会議開催</li> <li>● 令和元年度第1回 子どもと子育て家庭の生活実態調査等検討部会開催</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和元年度第2回 子どもと子育て家庭の生活実態調査等検討部会開催</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和元年度第3回 子どもと子育て家庭の生活実態調査等検討部会開催</li> <li>● 令和元年度第3回藤沢市子ども・子育て会議開催</li> </ul>
2020年（令和2年） 2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和元年度第4回藤沢市子ども・子育て会議開催</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和元年度第5回藤沢市子ども・子育て会議開催</li> </ul>

## (2) 市民ワークショップ

本計画の策定に関わる市民参加の取組の1つとして、また、多様な主体が、連携・協働できる地域づくりに向けた機運醸成の取組の1つとして、市民ワークショップ「子どもが主役のまちづくり」を開催しました。

市民ワークショップは市内3か所で全3回実施しました。市民ワークショップには延べ146人が参加し、市民と行政が連携できる取組などについて、活発に意見交換が行われました。

回	開催日時	会場	参加人数
第1回	8月3日(土) 9:30~12:30	湘南台公民館 ホール	市民 13人 傍聴 6人 市民活動推進センター 3人 事務局 14人
第2回	8月10日(土) 9:30~12:30	湘南大庭公民館 体育室兼ホール	市民 25人 傍聴 12人 市民活動推進センター 4人 事務局 13人
第3回	8月24日(土) 9:30~12:30	藤沢市役所3階 3-3、3-4 会議室	市民 28人 傍聴 11人 市民活動推進センター 4人 事務局 13人

## (3) 市民シンポジウム

令和元年8月に開催した市民ワークショップのまとめとして、市民シンポジウム「子どもが主役のまちづくり」を開催しました。第1部で講演会、第2部でパネルディスカッションを開催し、「子どもが主役のまちづくり」を考える機会とさせていただきました。

開催日時	2019年(令和元年)11月24日(日)14時~16時
会場	藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設(Fプレイス)
開催内容	第1部 講演会：子どもとつくる <sup>まち</sup> 地域づくり~子 <sup>こえん</sup> 縁社会の創造~ 講師：沖縄大学名誉教授 加藤 彰彦氏 第2部 パネルディスカッション コーディネーター：沖縄大学名誉教授 加藤 彰彦氏 パネリスト：長後ファイト実行委員会代表 高見 広海氏 パネリスト：湘南大庭地区民生委員児童委員協議会会長 森 もと江氏 パネリスト：藤沢市副市長 小野 秀樹



## (4) パブリックコメントの実施

### ① 実施概要

件名	「(仮称) 藤沢市子ども共育計画 (素案)」について
公募期間	2019年(令和元年)12月10日(火)～ 2020年(令和2年)1月17日(金)
配布資料等	「(仮称) 藤沢市子ども共育計画 (素案)」
配布資料の 閲覧場所	子育て企画課、市役所総合案内、市政情報コーナー、各市民センター・ 公民館又は市ホームページ
周知方法	広報ふじさわ12月10日号、市ホームページ
意見等を 提出できる方	市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所などを有する方、 その他利害関係者
意見公募方法	所定の意見提出書又は任意の用紙に、氏名・住所・意見等の必要事項を記入し、郵送、ファックス、持参、市ホームページ用の専用提出フォーム(電子申請)の方法で子育て企画課にご提出いただきました。

### ② 実施結果

計画の素案に対して、2人から13件のご意見をいただきました。パブリックコメントでいただいた意見を検討し計画推進の参考とするとともに、意見に対する市の考え方を市のホームページに公表しました。

## 3. 関係法令等

### (1) 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

##### （基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

##### （国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### （法制上の措置等）

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

##### （年次報告）

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

## 第二章 子ども・若者育成支援施策

（子ども・若者育成支援施策の基本）

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（子ども・若者育成支援推進大綱）

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
  - 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
    - イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
    - ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
  - ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
    - ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項
  - 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
  - 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
  - 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
  - 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
  - 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
  - 八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項
- 3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（都道府県子ども・若者計画等）

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（国民の理解の増進等）

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

（社会環境の整備）

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（意見の反映）

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（子ども・若者総合相談センター）

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であつて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
  - 二 医療及び療養を受けることを助けること。
  - 三 生活環境を改善すること。
  - 四 修学又は就業を助けること。
  - 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。
- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。



3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

（子ども・若者支援調整機関）

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

（子ども・若者指定支援機関）

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

（指定支援機関への援助等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第四章 子ども・若者育成支援推進本部

（設置）

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務等）

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務
- 2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第二十九条 本部長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 総務大臣

三 法務大臣

四 文部科学大臣

五 厚生労働大臣

六 経済産業大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### 附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。



## (2) 子供・若者育成支援推進大綱（概要）

平成 28 年 2 月 9 日(火) 子ども・若者育成支援推進本部決定

子供・若者育成支援推進大綱

～全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して～

子ども・若者育成支援推進法(平成 21 年法律第 71 号)に基づき、子供・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定める。

### 第 1 はじめに

- 全ての子供・若者が自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。
- 子供・若者の育成支援は、家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題である。なお、一人一人の子供・若者の立場に立って、生涯を見通した長期的視点、発達段階についての適確な理解の下、最善の利益を考慮する必要がある。
- 全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指す。

### 第 2 基本的な方針(5つの重点課題)

1. 全ての子供・若者の健やかな育成
  - 基本的な生活習慣の形成、学力・体力の向上、規範意識や思いやりの心の涵養
  - 心・身体の健康を維持し、自ら考え自らを守る力の育成
  - 地域の実情を踏まえた、子供・若者育成支援に関する相談窓口の整備の促進
2. 困難を有する子供・若者やその家族への支援
  - 年齢階層で途切れさせない縦のネットワーク及び多機関が有機的に連携した横のネットワークの構築を通じた支援
  - 家庭等に出向き支援するアウトリーチ(訪問支援)の充実
  - 子供の貧困対策、児童虐待防止対策の強化
3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備
  - 地域等で実施される各種の体験・交流活動の充実
  - インターネットの急速な普及を踏まえた情報通信技術の適切な利用
4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成
  - 官公民連携による地域における共助機能の充実
  - 総合的な知見を有するコーディネーターの養成
5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
  - グローバル人材、科学技術人材の育成
  - 情報通信技術の進化に適應し、活用できる人材の育成
  - 地域づくりで活躍する若者の応援

### 第3基本的な施策

#### 1. 全ての子供・若者の健やかな育成

##### (1) 自己形成のための支援

###### ① 日常生活能力の習得

- インターネットの適切な利用に関する学習活動の推進等
- ② 学力の向上 ③ 大学教育等の充実

##### (2) 子供・若者の健康と安心安全の確保

###### ① 健康教育の推進と健康の確保・増進等

- 心の健康、薬物乱用、発達段階に応じた性に関する知識の教育の充実等
- 妊娠・出産・育児に関する正しい理解に係る教育や情報提供の充実

###### ② 子供・若者に関する相談体制の充実

- 困難を抱えた場合の相談先や解決方法の啓発広報
- 子ども・若者総合相談センターの充実
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等

###### ③ 被害防止のための教育

##### (3) 若者の職業的自立、就労等支援

- ① 職業能力・意欲の習得 ② 就労等支援の充実

##### (4) 社会形成への参画支援

#### 2. 困難を有する子供・若者やその家族への支援

##### (1) 子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実

- 子ども・若者支援地域協議会の設置促進・活動の充実
- アウトリーチ(訪問支援)に携わる人材の養成等

##### (2) 困難な状況ごとの取組

###### ① ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者への支援等

- 地域若者サポートステーションによる支援の充実等

###### ② 障害等のある子供・若者の支援

###### ③ 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等

###### ④ 子供の貧困問題への対応

- 国民運動の取組の展開、充実等

###### ⑤ 特に配慮が必要な子供・若者の支援

##### (3) 子供・若者の被害防止・保護

###### ① 児童虐待防止対策

- 児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応等
- ② 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

#### 3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

##### (1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築

###### ① 保護者等への積極的な支援

###### ② 「チームとしての学校」と地域との連携・協働

###### ③ 地域全体で子供を育む環境づくり

- 放課後子ども総合プランの推進
- 社会性・人間性等を育む多様な体験・交流活動の推進等

###### ④ 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり





(2)子育て支援等の充実

(3)子供・若者を取り巻く有害環境等への対応

- 安全・安心なインターネットの利用に関する教育・啓発活動の強化
- ネット依存の傾向が見られる青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施等

(4)ワーク・ライフ・バランスの推進

#### 4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

(1)地域における多様な担い手の養成

- 子育て経験者や様々な経験を有する高齢者、企業やNPO等の多様な主体の参加促進等

(2)専門性の高い人材の養成・確保

- 総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成
- 教育、医療・保健、福祉等の専門職の人材確保、専門性の向上

#### 5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

(1)グローバル社会で活躍する人材の育成

- 留学支援の充実等

(2)イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成

- 先進的な理数教育の支援等

(3)情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成

- 情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成

(4)地域づくりで活躍する若者の応援

- 地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成
- 「地域おこし協力隊」の推進等

(5)国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成

- 国際大会で活躍が期待できる競技者の発掘・育成・強化
- 世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成

(6)社会貢献活動等に対する応援

- 内閣総理大臣表彰の創設

### (3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

##### （基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境にとって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

##### （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

##### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### （国民の責務）

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

##### （法制上の措置等）

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

##### （子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

#### 第二章 基本的施策

##### （子どもの貧困対策に関する大綱）

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

#### 四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

（都道府県計画等）

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（教育の支援）

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（生活の安定に資するための支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

（保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援）

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

（経済的支援）

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究）

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 子どもの貧困対策会議

（設置及び所掌事務等）

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年六月一九日法律第四一号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律(以下この項において「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



## (4) 子供の貧困対策に関する大綱（概要）

### I 目的・理念

○現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。

○子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

### II 基本的な方針

#### 1. 分野横断的な基本方針

- (1) 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
- (2) 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- (3) 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- (4) 地方公共団体による取組の充実を図る。

#### 2. 分野ごとの基本方針

- (1) 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
- (2) 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
- (3) 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
- (4) 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。
- (5) 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。
- (6) 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

### III 子供の貧困に関する指標

#### 1. 教育の支援

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率、高等学校等中退率、大学等進学率
- 児童養護施設の子供の中学校卒業後進学率、高等学校等卒業後進学率
- ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園等）、中学校卒業後進学率、高等学校等卒業後進学率
- 全世帯の子供の高等学校中退率、高等学校中退者数
- スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある小学校の割合、中学校の割合
- スクールカウンセラーの小学校配置率、中学校配置率
- 就学援助制度に関する周知状況
- 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の小学校実施状況、中学校実施状況
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数（大学・短期大学・高等専門学校・専門学校）

## 2. 生活の安定に資するための支援

- 電気、ガス、水道料金の未払い経験（ひとり親世帯、子供がある全世帯）
- 食料又は衣服が買えない経験（ひとり親世帯、子供がある全世帯）
- 子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合
  - ・ひとり親世帯（重要な事柄の相談・いざというときのお金の援助）
  - ・等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位（重要な事柄の相談・いざという時のお金の援助）

## 3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ひとり親家庭の親の就業率（母子世帯、父子世帯）
- ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子世帯、父子世帯）

## 4. 経済的支援

- 子供の貧困率（国民生活基礎調査、全国消費実態調査）
- ひとり親世帯の貧困率（国民生活基礎調査、全国消費実態調査）
- ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（母子世帯、父子世帯）
- ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合（母子世帯、父子世帯）

# Ⅳ 指標の改善に向けた重点施策

## 1. 教育の支援

### (1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

- 幼児教育・保育の無償化／幼児教育・保育の質の向上

### (2) 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等／少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障

### (3) 高等学校等における修学継続のための支援

- 高校中退の予防のための取組／高校中退後の支援

### (4) 大学等進学に対する教育機会の提供

- 高等教育の修学支援

### (5) 特に配慮を要する子供への支援

- 児童養護施設等の子供への学習・進学支援／特別支援教育に関する支援の充実／外国人児童生徒等への支援

### (6) 教育費負担の軽減

- 義務教育段階の就学支援の充実／高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減／生活困窮世帯等・ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減

### (7) 地域における学習支援等

- 地域学校協働活動における学習支援等／生活困窮世帯等への学習支援

### (8) その他の教育支援

- 学生支援ネットワークの構築／夜間中学の設置促進・充実／学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保／多様な体験活動の機会の提供

## 2. 生活の安定に資するための支援

### (1) 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援

- 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援／特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援



## (2) 保護者の生活支援

- 保護者の自立支援／保育等の確保／保護者の育児負担の軽減

## (3) 子供の生活支援

- 生活困窮世帯等の子供への生活支援／社会的養育が必要な子供への生活支援／食育の推進に関する支援

## (4) 子供の就労支援

- 生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援／高校中退者等・児童福祉施設入所児童等への就労支援／子供の社会的自立の確立のための支援

## (5) 住宅に関する支援

## (6) 児童養護施設退所者等に関する支援

- 家庭への復帰支援／退所等後の相談支援

## (7) 支援体制の強化

- 児童家庭支援センターの相談機能の強化／社会的養護の体制整備／市町村等の体制強化／ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進／生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進／相談職員の資質向上

## 3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

## (1) 職業生活の安定と向上のための支援

- 所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現

## (2) ひとり親に対する就労支援

- ひとり親家庭の親への就労支援／職業と家庭の両立／学び直しの支援／企業表彰

## (3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

- 就労機会の確保／学び直しの支援／非正規雇用から正規雇用への転換

## 4. 経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

## V 子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

## VI 施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し